

関係事業主 殿

(一社) 中部労働技能教習センター
(一社) 中 野 労 働 基 準 協 会

不整地運搬車運転技能講習 長野会場のご案内

最大積載量が1トン以上の不整地運搬車運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第14号(就業制限に係る業務)により、不整地運搬車運転技能講習の修了者でなければ従事することができません。つきましては、下記によりを不整地運搬車運転技能講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

1. 技能講習の日時 受付 午前 7時45分～ 開講 午前 8時

令和5年	締切日	令和6年	締切日
4月17日(月)～4月18日(火)	3月31日	1月18日(木)～1月19日(金)	12月22日
7月20日(木)～7月21日(金)	7月5日		
8月17日(木)～8月18日(金)	8月1日		
10月18日(水)～10月19日(木)	10月3日		
11月21日(火)～11月22日(水)	11月1日		

2. 技能講習の場所

学科及び (一社) 中部労働技能教習センター 長野会場
実技講習 長野市松代町東寺尾字観音前北 2681-3 TEL 026-278-9255

3. 受講資格等

受講料・教材費は消費税込

コース別	受 講 資 格 等	所要日数	学科時間	実技時間	受講料	教材費
第1コース	① 大型特殊自動車免許をお持ちの方 ② 大型、中型、準中型又は普通自動車免許を所持し、特別教育修了者で車両系建設機械又は不整地運搬車の運転業務従事経験が、3ヶ月以上ある方 ③ 車両系建設機械(整地等)又は(解体用)運転技能講習を修了された方 ※ 上記①～③のいずれかに該当	2日	7時間	4時間	36,300円	1,700円

* ②の該当する特別教育

- ・小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転の業務特別教育
- ・小型車両系建設機械(解体用)運転の業務特別教育
- ・不整地運搬車運転の業務特別教育

4. 受講受付定員

30名（定員に達し次第締め切ります。）

5. 受講申込及び受講料納入

受講申込書に下記書類を添え、(一社)中野労働基準協会へお申込みください。

〒383-0013 中野市大字中野1863-1 TEL 0269-22-2255 FAX 0269-23-0729

申込書は郵送、受講料・教材費は振込でも受付けます。（振込先：八十二銀行中野支店 普通預金 381906）

① 写真1枚(縦 3cm × 横 2.5cm) 申込書に貼付して下さい。

写真は、申請前6ヶ月以内のもの

◆正面、脱帽、上三分身、背景無地 ◆裏面に氏名、撮影年月日、受講種目名を記入

② 「自動車運転免許証」又は該当するコースの「修了証」のコピー、経験証明が必要な方は、特別教育修了証又は特別教育実施記録の写し及び事業主の業務従事経験証明書が必要になります。

③ 受講料・教材費

④ 外国籍の方(日本語の理解力が十分な方に限る)は、在留カード、旅券、住民票、特別永住者証明書のいずれかの写しを添付して下さい。

⑤ 旧姓・通称等を修了証に併記をご希望の方は公的な証明書のコピーを添付して下さい。

6. 当日の持参品

【学 科】 筆記用具 受講票 昼食

【実 技】 作業着 安全な靴 軍手 雨具 ヘルメット(ある方は持参) 長めの靴下(ズボンの裾を入れる) 印鑑(講習等最終日の修了証交付時に使用、なおサインでも可) 昼食

7. 助成金制度を活用される皆様へ

・「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧:建設労働者確保育成助成金)」が受けられます。

※ 制度のご利用には受講後の証明が必要になります。

申請に必要な証明書・カリキュラムは、中部労働技能教習センターに郵送すれば押印・同封の上返送されます。

※ 支給申請には条件等が定められています。

また、年度途中でも制度の改正等がある場合がありますので、詳細をご確認ください。

・助成金についてのお尋ねは、

〒380-0935 長野市中御所1-22-1 厚生労働省 長野労働局

職業安定部 職業対策課 雇用指導部 ☎026-226-0866

なお、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、事業主の方から直接「職業対策課」へ連絡し、助成金申請に関する書類を取り寄せ手続きを行ってください。